



# 埼玉県報

号 外 第 4 号  
平 成 2 4 年 3 月 2 8 日  
水 曜 日

## 目 次

### 告示

- [公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙事務取扱規程の一部改正\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県選挙管理委員会委員長等を名あて人とする埼玉県選挙管理委員会規程の様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の廃止\(選挙管理委員会\)](#)

# 告示

埼玉県選管告示第十八号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式その一からその六までの様式中 「埼玉県選挙管理委員会  
埼玉市（区町村）選挙管理委員会

委員長様を埼玉県選挙管理委員会委員長に改める。  
委員長様を埼玉市（区町村）選挙管理委員会委員長

別記第十五号様式その一及びその二中「埼玉市（区町村）選挙管理委員会委員長

様」を「(宛先)  
埼玉市（区町村）選挙管理委員会委員長」に改める。

別記第二十号様式その一及びその二、別記二十五号様式その一からその六まで、  
別記第二十六号様式その一及びその二、別記第三十号様式、別記第三十七号様式並  
びに別記第三十八号様式中「埼玉県選挙管理委員会委員長様」を「(宛先)  
埼玉市（区町村）選挙管理委員会委員長」に改める。

## 附則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告 示

埼玉県選管告示第十九号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙事務取扱規程（平成十二年埼玉県選管告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から別記第六号様式までの様式中「埼玉県選挙管理委員会委員長様」を「(宛先) 埼玉県選挙管理委員会委員長」に改める。

別記第十二号様式中「何市(区町村)選挙管理委員会委員長様」を「(宛先) 何市(区町村)

村)選挙管理委員会委員長」に改める。

「(宛先) 何市(区町村) 開票管理者 様」を「(宛先) 何市(区町村) 選挙区) 選挙区) 選挙管理委員会委員長 様)」に改める。

先)

区町村) (第何開票区) 開票管理者 長  
区町村) (第何選挙区) 選挙管理委員会委員長  
区町村) 選挙管理委員会委員長」

種類	「(宛先) 何市(区町村) 開票管理者 様」			
	小衆比	最	選	知
		参	比	議

種類	「(宛先) 何市(区町村) 選挙区) 選挙管理委員会委員長 様)」	
	小衆比	衆比

別記第十五号様式その一中

最	参	知	長
参	選	比	議

「(宛先) 何市(区町村) 開票管理者 様」

「(宛先) 何市(区町村) 選挙区) 選挙管理委員会委員長 様)」

同様式その二を次のように改める。

事務処理欄 (※記入しないでください)	
請求	・ ・
交付	・ ・

事務処理欄 (※記入しないでください)				
投票区	名簿番号	選挙の種類	受理	備考
	—	衆小・衆比・最 参選・参比 知・県・長・議	・ ・	

B

備考

この様式は、不在者投票管理者が投票用紙等を代理請求した場合に使用する様式である。

別記第十五号様式その三及びその四中

種類	小	最	選	知	長
	衆比		参比	県	議

を

に改める。

種類	衆小	最	参選	知	長
	衆比		参比	県	議

別記第二十二号様式中「何選挙選挙長様」を「(宛先) 何選挙選挙長」に改める。

別記第二十三号様式から別記二十八号様式までの様式中「埼玉県選挙管理委員会委員

委員長様」を「(宛先) 埼玉県選挙管理委員会委員長」に改める。

## 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の別記第十五号様式の規定は、施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用し、施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

# 告 示

埼玉県選管告示第二十号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成五年埼玉県選管告示第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式その一からその三まで、別記第二号様式その一からその三まで及び別記第七号様式その一からその三までの様式中「(あゝ先)」を「(あ先)」に改める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告 示

埼玉県選挙管告示第二十一号

埼玉県選挙管理委員会委員長等を名あて人とする埼玉県選挙管理委員会規程の様式における敬称の取扱いの特例に関する規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県選挙管理委員会委員長等を名あて人とする埼玉県選挙管理委員会規程の様式における敬称の取扱いの特例に関する規程を廃止する告示

埼玉県選挙管理委員会委員長等を名あて人とする埼玉県選挙管理委員会規程の様式における敬称の取扱いの特例に関する規程(平成二十年埼玉県選挙管告示第百五号)は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。